

令和5年度行政評価 施策評価票

主管部局・課 建設部 都市計画課

政策目標4 安全、快適な基盤づくり/政策8 地域の活力を支える都市環境の維持

政策分野29 都市づくり

目指す姿	
「ひと」「まち」「くるま」が共生する、効率的でコンパクトなまち	
施策	
施策番号	名称 施策の内容
施策1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
	適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進めます。



1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名				単位	説明又は計算式	
1	扇町土地区画整理事業進捗率（事業費ベース）				%	当該年度までの実施事業費計/全体事業費
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	99.2	99.8	99.9	99.9	扇町土地区画整理事業の進捗率は、令和5年度の換地処分、さらには令和6年度以降の清算事務に向けて着実に進んでいる。
	実績	99.7	99.8	-		
2	国土調査認証率				%	認証面積/調査対象面積
	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	検証
	目標	38.08	38.17	38.24	38.42	国土調査事業の進捗率は、概ね目標値を達成している。
	実績	38.07	38.13	-		

2 施策の評価

施策1	都市基盤の整備と土地の適正利用の促進
今年度の重点方針(方向性)	<p>人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、また、環境負荷を低減する観点からも、都市機能の集約と適正な土地利用の誘導・促進のもと、土地の有効利用を図りながら、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成とともに市街地と周辺地域が共生する効率的でコンパクトなまちの形成を進めます。</p>
取組状況	<p>【1】都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進 ・平成25年3月に策定した都市計画マスタープランに基づき、本市の特色を活かしたまちづくりを推進するため、都市計画の決定・変更や地区計画制度の活用等、計画的なまちづくりを行ってきた。</p> <p>【2】立地適正化計画策定事業 ・立地適正化計画は、令和2年度から令和4年度の3ヵ年において業務委託により、都市が抱える課題やまちづくりの方針などを分析・検討していくとともに、計画策定会議等の検討組織による各種検討や、市民アンケートや住民説明会等による意見聴取を行い、令和4年10月に計画を策定及び公表した。</p> <p>【3】開発許可・建築確認制度 ・建築確認申請の事前調査の徹底や違反建築パトロール等の的確な実施、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境の確保に取り組んできた。 ・令和元年度には、市街化調整区域内建築物の改築期間に係る運用基準について緩和を行った。</p> <p>【4】扇町土地区画整理事業 ・区域内の都市計画道路5路線の整備により交通ネットワークが形成され、さらに、区画道路、公園、宅地等の面的整備により快適な都市空間が形成された。 令和3年度末には扇町1号公園が竣工し、全ての公共施設が概成した。</p> <p>【5】国土調査事業 ・資産価値や土地利用の需要の高い都市部（人口集中地区内の旧市街地）において平成24年度より調査を開始し、土地の有効利用によるまちづくりの促進と課税の適正化を図ってきた。</p> <p>【6】住居表示整備事業 ・住居表示整備事業基本計画（平成21年2月改訂）に基づき、第25次まで整備を進めてきた（新町名数：104）。 ・令和5年から第26次住居表示整備事業として、門田町大字飯寺字村西の一部・字村東の全部・字上川原の一部、門田町大字日吉字丑淵の一部、門田町大字徳久字竹之元の一部について、令和6年10月の実施に向けて取り組んでいる。</p>
課題認識と今後の方針・改善点	<p>【1】都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進 令和5年度から令和6年度の2ヵ年にて都市計画マスタープランの改定作業を行い、現在の社会情勢に応じた新たなまちづくりの方針を定め、市街地と周辺地域との連携を強化するなど、本市の地域特性を活かしながら魅力ある快適で利便性の高い持続可能なまちづくりを市民と協働しながら推進していく。 また、権現塚地区における都市計画見直しに向けた取組に着手する。</p> <p>【2】立地適正化計画に基づく居住・都市機能の誘導推進 ・令和4年10月に策定した立地適正化計画に基づき、居住や都市機能に関する誘導施策を実施するための調査を令和6年度より着手する。</p> <p>【3】開発許可・建築確認制度 ・建築確認申請の事前調査の徹底や違反建築パトロール等の的確な実施、開発許可制度や建築確認制度による適正な指導を行い、良好な宅地水準の維持や、安全安心な居住環境を確保していく必要がある。また、開発行為等の指導においては、市総合治水計画に基づき、流域における対策について、市開発指導要綱により貯留・浸透の対策に関する啓発に努める。</p> <p>【4】扇町土地区画整理事業 ・令和5年度中に換地処分を実施し、それに伴う登記事務や清算金に係る事務を円滑に遂行していく。 さらに、令和6年度から11年度にかけて清算金の交付及び徴収業務があることから、これらの事務に必要なシステムの導入等を着実に進めていく。 ・保留地の所有権移転登記が円滑に進むよう準備する。</p> <p>【5】国土調査事業 ・国土調査事業は、市全体の認証率が38.07%(令和4年度)で市街地や山間部での認証率が低い状況にあり、都市部における地籍調査の優先的な実施が求められている。国土調査事業の都市部における事業化にあたっては、土地の資産価値や権利意識に留意しながら法務局が実施している登記所備付地図作成作業と連携し、事業を進めていく。</p> <p>【6】住居表示整備事業 ・第26次住居表示整備事業の円滑な実施に向けて、住居表示に関する法律等にかかる法手続き、住民説明会、手続き等にかかるパンフレットの作成・配布等を進めていく。</p>

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名

4 施策の最終評価

- ・政策分野29「都市づくり」の推進にあたっては、「2 施策の評価」に従い取り組むこと。
- ・施策1「都市基盤の整備と土地の適正利用の促進」については、令和5・6年度に都市計画マスタープランの改訂作業を行い、現在の社会情勢に応じた新たなまちづくりの方針を定めるとともに、権現塚地区における都市計画見直しに向けた取組にも着手する。
- ・また、立地適正化計画に基づき、まちなかの活性化に向けて、遊休不動産・低未利用地の活用調査をはじめとした居住・都市機能に関する誘導施策の実施に向けた調査にも取り組んでいく。
- ・さらに、扇町土地区画整理事業における換地処分に伴う各種事務や、第26次の住居表示整備事業についても、着実に進めていく。

5 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	重点 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進							
1	◎	◎		11.3	会津都市計画（権現堰地区）変更	新規	建設部 都市計画課
2	◎	◎	柱3	11.3	居住及び都市機能誘導可能性調査	新規	建設部 都市計画課
3		◎	柱3	11.3	都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進	継続	建設部 都市計画課
4		◎		11.3	開発許可に関する業務	継続	建設部 開発管理課
5		◎		11.3	建築確認に関する業務	継続	建設部 建築住宅課
6				11.3	みなし道路整備事業	継続	建設部 建築住宅課
7				11.3	扇町土地区画整理事業	継続	建設部 開発管理課
8		◎		11.3	国土調査事業	継続	農政部 農林課
9				11.3	街区基準点維持管理事業	継続	農政部 農林課
10				11.3	法定外公共物管理事務事業	継続	建設部 開発管理課
11		◎		11.3	住居表示整備事業	継続	市民部 市民課
12				11.3	三本松地区宅地整備事業	継続	建設部 都市計画課

※人口減少対策に資する事業を「第2期 会津若松市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定める4つの基本目標に分類して表記しています。

- 柱1 ICTと既存産業・資源を活用したしごとづくり
- 柱2 地域の個性を活かした新たなひとの流れの創出
- 柱3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 柱4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進

1	事業名	会津都市計画（権現堰地区）変更				法定/自主	法定	
	担当部・課	建設部 都市計画課				次年度方針	新規	
	概要 (目的と内容)	当該地区については、令和5年6月定例会議において、「権現堰地区の土地所有者の意向を尊重し、状況の改善にむけて協議調整を進めること」とする「権現堰地区の都市計画の見直し」が採択された。これを受け都市計画の見直しに向けて対応が必要となった。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)			
			事業費		0	10,000		
			所要一般財源		0	10,000		
			概算人件費		0	936		
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	当該地区は、平成13年に地区の要望及び都市計画に整合する事業であることから、区域区分の変更、土地区画整理事業（組合）の決定、用途地域の変更、権現堰地区計画を決定したが、事業化の見通しが無いまま22年経過している状況である。						
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果		最終成果		
		・所有者の意見集約 ・土地利用方針策定 ・都市計画変更手続きの履行 ・農振農用地編入	・土地利用の適正化 ・コンパクトシティの推進 ・固定資産税、相続税の現状適合	・都市経営の効率化 ・土地利用の実態適合した公租公課により土地所有者の将来不安の解消		・地域と行政との相互理解によるまちづくりの推進 ・効率的な都市経営と農地の機能強化		
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7	R8
都市経営の効率化（市街化区域の推移（単位：ha））		2,571	2,568	2,568	2,542	2,542		
事業の検証 (課題認識/今後の方針・改善点)	市街化調整区域編入の公租公課の不安解消面積の推移（単位：ha）		18.35	18.35	18.35	18.35	18.35	
	土地面積割で約26%の権利者が陳情に同意しておらず、その調整を踏まえた都市計画の変更の進め方が課題であり、地権者の意向調査及び利害調整などの相互関係を保ちながら進めることとなり、困難性を帯びている。 また、線引きについては、事業熟度の判断から国土交通省との協議を経て市街化区域に編入しており、現時点で見直しを行うこととなった合理的説明が難しい。 以上の理由により、高度な業務であることから業務委託の必要性がある。							
2	事業名	居住及び都市機能誘導可能性調査				法定/自主	自主	
	担当部・課	建設部 都市計画課				次年度方針	新規	
	概要 (目的と内容)	コンパクトシティの実現のため、立地適正化計画において居住や都市機能を誘導する区域を定め、各種誘導施策を官民連携で展開し誘導を図ることとしているが、まちなかに点在する低未利用地や空き家の利活用にあたり、地権者の意向確認や活用手法、事業者の発掘などアクションプランの策定が必要である。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)			
			事業費		0	20,000		
			所要一般財源		0	10,000		
			概算人件費		0	1,498		
	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	人口減少や少子高齢化社会においても持続可能なまちづくりを推進するため令和4年10月に立地適正化計画を策定し、居住や都市機能の誘導区域や誘導施設、誘導施策を位置づけた。						
	ロジック モデル (政策の設計 図)	事業実績	短期成果	中期成果		最終成果		
		・居住誘導区域のモデル地区の選定 ・都市機能誘導施設の誘導手法及び候補地の選定	・モデル地区における人口増 ・誘導施設の増加による中心市街地の利便性向上	・事業実施区域の人口流入 ・中心市街地の利便性向上により日常的に訪れる市民の増加		・居住誘導区域の人口流入による人口密度の確保 ・中心市街地の新たな土地利用の誘発		
	成果の推移 (中期成果)	項目		R4	R5	R6	R7	R8
空き家利活用事業箇所の人口流入数（単位：人）					15	30		
事業の検証 (課題認識/今後の方針・改善点)	中心市街地に日常的に訪れる市民の割合（単位：％）		24	24	25	27	28	
	令和6年度の調査により、事業候補地の選定及び地域の合意形成や事業手法の検討を行い、中心市街地活性化計画や駅前都市基盤整備事業等と連携を図りながら、令和7年度より事業に着手する。							

施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進

3	事業名	都市計画マスタープランに基づく持続可能なまちづくりの推進		法定/自主	法定
	担当部・課	建設部 都市計画課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、計画的な都市基盤の整備や、地域特性を活かしながら社会経済情勢の変化に対応した持続可能なまちづくりの推進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	21,310	11,500
			所要一般財源	21,310	11,500
概算人件費			10,109	8,996	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	平成25年3月に策定した都市計画マスタープランに基づき、本市の特色を活かしたまちづくりを推進するため、都市計画の決定・変更や地区計画制度の活用等、計画的なまちづくりを行ってきた。持続可能で魅力的なコンパクトなまちづくりを更に進めるため、都市計画マスタープランの高度化版である、立地適正化計画を策定した。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	令和5年度から令和6年度の2カ年にて都市計画マスタープランの改定作業を行い、現在の社会情勢に応じた新たなまちづくりの方針を定め、市街地と周辺地域との連携を強化するなど、本市の地域特性を活かしながら魅力ある快適で利便性の高い持続可能なまちづくりを市民と協働しながら推進していく。				
4	事業名	開発許可に関する業務		法定/自主	法定
	担当部・課	建設部・開発管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	都市計画法における開発許可制度に基づき、開発に関する事前協議、公共施設管理者協議、許可、検査済証の交付、完了公告、公共施設の帰属及び開発登録簿等の台帳整備を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	618	14,618
			所要一般財源	618	14,618
概算人件費			14,602	14,602	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	無秩序な開発を防止し、良好な宅地水準を確保するために、法や運用基準の改正等に適切に対応しながら開発許可制度の運用を行ってきた。 開発許可申請件数(面積) 令和2年度 17件(14.9ha)、令和3年度 10件(50.7ha) 令和4年度 8件(1.3ha)				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	都市計画法及び関係法令を遵守し、市のまちづくりの方針に基づき適正かつ効率的に開発許可事務を行うため、開発に関する手引き作成や書類の電子化について取り組んでいく。また、市総合治水計画による貯留・浸透の対策について啓発に努めるとともに、市開発行為等指導要綱に基づき整備誘導を進めていく。				
5	事業名	建築確認に関する業務		法定/自主	法定
	担当部・課	建設部 建築住宅課		次年度方針	継続
	概要 (目的と内容)	確認申請の受付・審査、確認済証の交付及び中間・完了検査申請の受付・検査、検査済証の交付等を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	1,154	1,154
			所要一般財源	1,154	1,154
概算人件費			7,301	7,301	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	建築確認申請については、建築確認手続きの運用改善に基づき、確認審査の迅速化を図ってきた。また、建築物の安全・安心の確保及び向上のため、県内の特定行政庁とともに「福島県建築行政マネジメント計画」を策定し、計画に基づく建築行政の取組みを行っている。 ○建築確認件数 ・令和2年度 76件 ・令和3年度 66件 ・令和4年度 62件 ○長期優良・低炭素認定 ・令和2年度 56件 ・令和3年度 90件 ・令和4年度 84件				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	○建築物の敷地、構造設備及び用途等が建築基準法に適合することにより、市民の生命、健康、財産が保護されるため、確実な審査を実施していく必要がある。 ○違反建築物を未然に防ぐ観点から、確認申請の事前調査の徹底を図っていく。 ○長期優良住宅や低炭素建築物の計画認定申請が増えてきており、迅速かつ確実な審査に務めていく。				

6	事業名	みなし道路整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 建築住宅課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	都市計画区域内での建築確認申請等で、全面道路が建築基準法第42条第2項道路（みなし道路）かつ、市道である場合に、その後退用地を市が買取りまたは寄付により、建築基準法に適合するような4メートルの道路に拡幅整備する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	3,324	3,324
			所要一般財源	3,324	3,324
概算人件費			4,868	4,868	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	建築確認に伴う建築敷地が、幅員4メートル未満の道路に接する場合に、その後退用地の機能保全に必要な基準を設定することにより、建築基準法に適合する道路に整備する事業を実施してきた。 ○みなし道路による後退用地取得件数 ・令和2年度 13件 ・令和3年度 15件 ・令和4年度 9件				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	○みなし道路整備事業により幅員4メートル道路としてその機能を発揮するためには、路線全体において建築行為が行われ事業が実施される必要があるが、緊急車両等の通行を確保するためにも、長期的に事業を展開していく必要がある。 ○後退用地の適正な確保を行い、良好な住環境の確保に努めていく。				
7	事業名	扇町土地区画整理事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	建設部 開発管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	土地区画整理事業の区域において、総合的かつ計画的な都市づくりを推進し、良好な住環境を創設するため、区画整理方式によって都市計画道路等の公共施設と併せ、宅地までを一体的に整備する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	438,928	357,166
			所要一般財源	434,963	357,166
概算人件費			60,354	60,354	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	区域内の都市計画道路5路線の整備により交通ネットワークが形成され、さらに、区画道路、公園、宅地等の面的整備により快適な都市空間の形成された。 令和3年度末には扇町1号公園が竣工し、全ての公共施設が概成した。 ○施行面積107.3ha (主な公共施設整備：都市計画道路5,250.2m、区画道路17,969.8m、公園12箇所)				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・令和5年度中に換地処分を実施し、それに伴う登記事務や清算金に係る事務を円滑に遂行していく。 さらに、令和6年度から11年度にかけて清算金の交付及び徴収業務があることから、これらの事務に必要なシステムの導入等を着実に進めていく。				
8	事業名	国土調査事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	農政部・農林課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	国土調査法に基づき、国・県の補助の下、地籍調査を実施し土地の実態を明確化して、不動産登記制度に寄与するとともに、土地に関するあらゆる施策の基礎資料、課税の適正化、土地の有効利用を進める。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	5,129	5,223
			所要一般財源	3,182	2,508
概算人件費			20,304	20,304	
これまでの取組状況 (主な取組と成果)	・本市はこの事業に昭和28年から着手しており、全市を対象とする認証率は令和4年度は38.07%であるが、山林及びほ場整備地区、法務局の登記所備付地図作成作業実施地区を除いた平地の認証率は95.51%である。 ・人口集中地区内の旧市街地においては、平成24年度から調査に着手し、現在は令和2年度に国が策定した国土調査事業第七次十箇年計画に基づき、実施している。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・市街地での調査は、権利関係や図面等も複雑で、現地立会いには十分時間をかける必要がある。また、山間部においては、地籍調査の着手が遅れるほど土地境界を認識している人が高齢化や相続などによって少なくなり、境界確定に必要な「人証」や「物証」が失われ、調査を困難にしている。 ・国土調査事業第7次十箇年計画（令和2年度～11年度）に基づき、計画的に実施するにあたり地権者等と十分に調整する。				

9	事業名	街区基準点維持管理事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	農政部・農林課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	国土交通省が「都市再生街区基本調査」の一環として、地籍整備の推進を図ることを目的に平成17年度～18年度に設置された街区基準点を適正に維持管理する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	611	611
			所要一般財源	611	611
概算人件費			602	602	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	都市部の地籍調査や公共事業施工者及び土地取引を行う個人・事業者へ情報提供する街区基準点の管理。 対象数722点				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・街区基準点を適正に維持管理することで土地測量を行う際の基準点として、都市開発事業や公共事業の円滑化・迅速化に寄与し、土地取引などの基盤を守るためにも、街区基準点の精度維持や保全は重要である。 ・街区基準点の毀損や滅失を防ぐために、関係する機関や部署に周知するとともに、工事等による再設置や移設など復元作業を義務付けている。また、基準点の亡失を巡回して点検し、修復・復元作業を行って維持管理に努めていく。				
10	事業名	法定外公共物管理事務事業	法定／自主	法定	
	担当部・課	建設部 開発管理課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	法定外公共物（道路・水路等）の財産管理、占有許可や工事施行承認等を行い、原材料支給や地元で対応できない維持工事や立木伐採等業務委託を実施する。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	1,150	3,400
			所要一般財源	1,150	3,400
概算人件費			7,577	7,577	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	法定外公共物は平成12年の地方分権一括法の施行に伴い、各自治体が国から譲与を受け管理をすることになり、平成16年度までに、地区ごとに順次譲与を受けたことから、今後も適正な管理を行っていく。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	維持管理において、規模や技術的に地元で対応できない案件に関し、法定外公共物管理者として維持工事、立木伐採等業務委託、原材料支給を実施する。 一般的な維持管理は原則地元管理としているが、高齢化等により管理が難しくなってきたり課題となっている。 占有許可申請の必要性について、ホームページなどにより継続的に制度の周知に努めていく。				
11	事業名	住居表示整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	市民部 市民課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	住居表示に関する法律と市の住居表示整備事業基本計画に基づき、分かりやすい住居表示の実施、住居表示台帳の整備及び街区表示板等の維持管理を行う。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
			事業費	10,207	49,809
			所要一般財源	10,207	49,809
概算人件費			22,464	22,464	
これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	・住居表示整備事業基本計画（平成21年2月改訂）に基づき、第25次まで整備を進めてきた（新町名数：104）。 ・令和5年から第26次住居表示整備事業として、門田町大字飯寺字村西の一部・字村東の全部・字上川原の一部、門田町大字日吉字丑淵の一部、門田町大字徳久字竹之元の一部について、令和6年10月の実施に向けて取り組んでいる。				
事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	・第26次住居表示整備事業の円滑な実施に向けて、住居表示に関する法律等にかかる法手続き、住民説明会、手続き等にかかるパンフレットの作成・配布等を進めていく。				

	事業名	三本松地区宅地整備事業	法定／自主	自主	
	担当部・課	建設部 都市計画課	次年度方針	継続	
	概要 (目的と内容)	北会津地域の均衡ある発展と地元経済の活性化のため、良好な田園環境と調和した区画数127区画の住宅地を造成した。平成20年完売後は、事業地内の維持管理を行い、良好な住環境の維持向上に努めている。	財務内容 単位(千円)	令和5年度 (予算)	令和6年度 (見込み)
事業費			108,067	84,682	
所要一般財源			108,067	84,682	
概算人件費			1,467	1,467	
12	これまでの 取組状況 (主な取組と 成果)	<p>・完売後は、事業地内（公共空地、旧第3工区）の除草、旧第3工区隣接箇所や周辺井戸の水質検査を行い、良好な住環境の維持に努めてきた。</p> <p>・これまで汚染されていない土砂の有効活用として県事業での利活用について検討を進めてきたが、課題解決には至らない状況であることから、令和5年度は、地盤の強度や周辺環境への影響等の調査を実施し、その調査結果を基にどのような土地利用が可能か整理し、住民の意向を確認しながら土地利用方針について検討している。</p>			
	事業の検証 (課題認識/ 今後の方針・ 改善点)	<p>・今後も事業地内の適正な維持管理に努めていくとともに、今年度検討している土地利用方針に基づき、住民との合意形成を図りながら有効な利活用を図っていく。</p> <p>・土地の利活用後、特別会計の今後について検討を進める必要がある。</p>			